

平成 30 年 6 月 14 日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380109

研究課題名(和文) 倒産処理におけるガバナンス論の構築 倒産裁判所の機能を中心に

研究課題名(英文) A study for the theory of democratic governance of insolvency cases

研究代表者

河崎 祐子 (KAWASAKI, Yuko)

信州大学・学術研究院社会科学系・教授

研究者番号：80328989

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本課題は、研究代表者の一貫した研究テーマである再建企業ガバナンス研究の第二段階として、現代の倒産処理制度における倒産裁判所の意義と機能に着目しつつ、倒産処理におけるガバナンス理論の構築を試みたものである。その成果は毎年学術論文等の形で社会的に発信してきたが、中核的な部分を一般的に要約すると、現行倒産法制におけるガバナンスを特徴づけるのは、法的強制力を背景とした裁判所による事件管理であるということである。そこで今後は、ガバナンス研究の第三段階として、このようなものとしての倒産裁判所と、利害関係人・手続機関との動的な関係性に着眼した分析を展開することを予定している。

研究成果の概要(英文)： This is a theoretical study aiming to explore the theory of democratic governance of insolvency cases, based on and developing the result of my preceding research on the bankruptcy court's discretion. The research achievements of this over four-years study have been annually published. The essentials are analyzed that the governance structure in the modern Japanese insolvency law is centered on the case administration by the bankruptcy courts with legal compulsory force. This would be useful for theoretical consideration and practice alike as a foundation of the viewpoint of coordination among the interests of insolvency.

研究分野：倒産法

キーワード：倒産処理 破産管財人 事業再生 裁判制度 ADR ガバナンス 強制性 倒産裁判所

1. 研究開始当初の背景

本課題は、研究代表者の博士論文以来の一貫した研究テーマである再建企業ガバナンス研究の第二段階として、裁判所とその裁量権の法的意義に着目しつつ、ガバナンス理論の構築を試みたものである。

再建企業ガバナンスとは、法的再建手続に入った倒産企業の適切な管理・運営のシステムに関するものであり、特に DIP 型の倒産手続の下では、倒産債務者たる DIP による機会主義的・自己利益追求的な経営のリスクをどのように制度的にコントロールするかという問題として具体化する。そこで研究代表者は、この再建企業ガバナンス研究の第一段階として、アメリカおよびドイツを対象とした比較法研究の手法により総括的な考察を行い、そのうえで、日本の民事再生法下での再建企業ガバナンスのあり方を、総論的に、また、特に裁判所の裁量権が特別な意味を持ちうる計画外の事業譲渡の局面に焦点を当てて各論的にも分析し、これらの成果を拙著『企業再建手続運営プロセスの法理 倒産処理における関係人自治』（信山社）以下のいくつかの論説の形にまとめ、発表してきた。

以上の制度枠組みについての考察をとおして、申請者は、旧法制下での債権者自治的な事件管理のあり方は、平成の大改正を経て、倒産裁判所に柔軟かつ広範な裁量権を認め、倒産裁判所中心のものへと大きく転換したことに注目するにいたった。なぜなら、現在の民事再生手続における DIP のコントロールの契機と影響の大きさを考察すると、広範囲にわたって認められている裁判所の裁量的判断が極めて重要な意味をもっているからである。そこで、再建企業ガバナンス研究を次の段階に進展させるためには、倒産処理における裁判所の機能とその裁量権を分析することが必要かつ不可欠であると考えに至った。また、理論を体系的なものとして展開するためには、倒産処理制度、さらには裁判制度全体との関係を考慮しなければならないこともいうまでもない。そこで、ガバナンス研究の第二段階は、倒産裁判所研究を中核に、再建型の裁判所による倒産処理のほか清算型や裁判外での処理をも含めた倒産処理法制全体、さらに倒産処理以外の一般の裁判手続をも視野にいれ、現代の経済・社会の実情と課題を踏まえつつ、展開することとしたのであった。

2. 研究の目的

本課題の目的は、現代の倒産処理制度における倒産裁判所の意義と機能に着目して、倒産処理におけるガバナンス理論の体系構築を図ることにある。

裁判手続による倒産処理には、債権者による権利実現の手段という私法的側面、債務者財産の処分に対する国家の介入という公法的側面、さらには、産業政策や雇用問題と

いった国家の政策的側面など、多様な側面がある。このうち、深刻な不良債権問題を抱えた 2000 年代以降の日本では、政策的側面を基盤としつつ私法的側面が強調されるという形で、効率的かつ迅速な倒産処理が追及され、そこには省庁横断的な強い「再生」志向、裁判外での「再生」志向が見受けられた。こうした傾向を反映して、学界においても、近年の論考には、顕著な実務志向、政策論・立法論志向の議論を展開するものが少なくない。そこで本課題では、敢えてこうしたアプローチは採らず、あくまで法的・理論的な分析を目的として倒産処理におけるガバナンスの問題を探求することとした。

研究代表者が取り組んできたガバナンス研究における位置づけとしては、本課題は、ガバナンスの制度枠組みの分析を行った第一段階に続き、その制度枠組みにおける中核的アクターに着目して動態的考察を行う第二段階と位置付けられる。そして今後は、広範囲の利害関係人を念頭にその相互の関係を考察する第三段階へとさらに発展させることを想定している。そこで本課題では、従来、倒産裁判所の裁量権が最も大きな影響力を発揮する再建型の法的倒産処理手続を対象として進めてきた研究の成果を、清算型の倒産処理や裁判外での倒産処理をも視野に入れて一般理論化するとともに、倒産処理における裁判所の協働のパートナーたる管財人とその行動準則としての債権者平等原則にも注目することでより動態的な考察へと発展させることを目指したのであった。

3. 研究の方法

裁判外の倒産処理を含めた現代の倒産処理制度におけるガバナンス理論の体系構築を目的とした本課題では、以下のとおり、特に解明すべき重点調査項目を各年度に設定して取り組むのを原則とし、翌年度以降もその調査を敷衍する形で続行するとともに、前年度中に翌年度の重点調査項目の準備作業を並行して進めるという重畳的方式を用いて、考察の深化、効率的進展を図った。そのそれぞれにおいて歴史研究と比較法研究の手法を用いている。

まず平成 26 年度には、破産管財人の法的意義と機能について重点的に考察した。というのも、破産管財人は、倒産処理の基本類型である清算型手続において倒産裁判所と協働関係にある最重要の手続機関であり、このような破産管財人に着目することでいわば裏側から倒産裁判所の法的意義や機能を分析すること、とりわけ、倒産手続の目的やその現代的意義の観点からのより具体的で明瞭な分析が可能となると見込まれるからである。また、破産管財人の職務をめぐっては、最高裁平成 18 年 12 月 21 日判決（民集 60 巻 10 号 3964 頁）を契機として、研究者のみならず実務家諸氏からも問い直しの動きが広がっているところであり、現代的かつ実際

的な観点からの再検討が必要とされていることには異論の余地がない。しかも、論者の問題意識のレベルにまで掘り下げた考察はなお十分とは言い難いのが現状であった。また、この調査・分析の作業と並行してADR（裁判外紛争解決制度）に関する予備的な調査・分析を進めた。これは本来は来年度に取り組む予定の作業ではあったが、平成27年度の重点調査項目である債権者平等原則についての近時の議論状況を探り、新しい仮説を考案するうえでの手掛かりの獲得に通じるものでもあったとの観点から平成26年度に取り上げることとしたものである。

平成27年度の重点調査項目としては、債権者平等原則の現代的な再検討を設定していた。もっとも実際には、26年度中に着手したADRについての予備的な調査・分析が思いのほか順調に進展したこともあり、法制度上の強制力と私的合意との関係の考察へと展開した。というのも、法制度上の強制力の問題は、いわば債権者平等原則を考案するうえでの前提ないしは総論として理解されたからである。こうして平成28年度には満を持して債権者平等原則の調査・分析に取り組んだが、残念ながら、当初期待していた商取引債権者の処遇をめぐる近時の議論からは理論分析のための有意義な手がかりを見出しえないとの結論に至った。その一方で、前年度までの考察からは、民事裁判手続における法的強制力に着目することこそが、従来の議論に代わるより有意義かつ発展性のある理論分析の視角であるとの手ごたえが得られていた。なぜなら、債権者平等原則は法的倒産処理手続の支柱をなす法的強制力の一発現として捉えられるのであり、しかも、より広く民事裁判手続一般を対象とすることで、基礎理論としての広がりや発展性は格段に増大するからである。加えて、この方向性によることで、裁判外倒産処理手続に関する前年度までの研究成果をより直接的に発展させることも可能となった。

これら各年度の成果はそれぞれ一本以上の論説にまとめて公表することで、各年度の成果を具体化しながら次の調査・考察段階へと着実に研究を進展させてきた。こうして迎えた平成29年度は、本課題の最終年度であることから、以上の3ヶ年度に渡る研究成果を全体として取りまとめ、倒産処理におけるガバナンスの観点から理論的に考察・分析する作業を行った。

4. 研究成果

倒産処理におけるガバナンス理論の構築を目的とした本課題において得られた具体的な成果は5.に列挙する通りであるが、その中核的な部分を一般的に要約すれば、現行倒産法制におけるガバナンスを特徴づけるのは、法的強制力を背景とした「裁判所による事件管理」であるということである。その事件管理において、強制力発動主体としての

倒産裁判所は、倒産処理の枠組みを設定したうえで、裁量権を行使する。かく行使される裁判所の裁量権は、倒産手続の目的と密接に関わっており、裁判所にとっては、制約・限界であると同時に、手続目的に即して活動をより創造的なものとする可能性をもたらすものとして捉えることができる。またそれゆえに、このことは、裁判所とともに倒産処理のガバナンスに携わる倒産手続上の各種機関や様々な利害関係人にとっての限界と可能性をも示唆しているといえることができる。こうした観点から、本課題で得られたこうした成果について、今後、研究代表者のガバナンス研究の第三段階として、倒産裁判所と利害関係人とその代表たる手続機関との「協働」に着目したより動的な関係性の分析へと発展させることを具体的に構想している。

この倒産処理のガバナンスについての研究は、研究代表者が博士論文以来取り組んできたものであり、倒産処理制度の構造や機能を分析するうえで有益かつ重要な分析視角を提供するものだと考えられるが、日本においては、研究代表者のほかにこのテーマに正面から取り組む者はいない。さらに、この議論の母国であるアメリカにおいても、いまや、研究代表者が第一段階と称している制度枠組みの分析を超えて、動的な分析視角を取り入れつつ発展させようとする動きは皆無であるのが現状である。そもそも、現代の倒産処理における裁判所の裁量権についての理論的研究は、こんにち極めて僅少である。こうした国内外の議論状況に鑑みれば、本課題のように倒産処理制度全体を視野に入れたガバナンスについての理論研究は、極めて独創的かつ学術的意義の高いものだといえるし、また一つのシステム論として、現在あるシステムやそのメカニズムの孕む問題点を予め抽出し、その改善策や代替手段を考案する契機を提供するものとして、実践的意義をも有していると評価することができるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

河崎祐子、「確定した執行決定のある仲裁判断」に基づく強制執行に対する請求異議の訴えの可否(消極)、新・判例解説 Watch(法学セミナー増刊)、査読有、vol.21、2017、167-170

河崎祐子、執行力概念の再検討、信州大学経法論集、査読有、1巻、2017、113-151

③河崎祐子、過払金が発生している継続的な金銭消費貸借取引の当事者間で成立した特定調停を公序良俗に反するものではないとした事例、私法判例リマークス(法律時報別冊)、査読無、vol.54、2017、122-125

河崎祐子、訴訟上の和解の法的性質 その効力をめぐる議論を中心に、信州大学法学論集、査読有、27号、2016、1 - 33

河崎祐子、再生債権者と別除権者との間で締結された別除権の行使等に関する協定における同協定の解除条件に関する合意が、再生債務者がその再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定を受けた時から同協定が効力を失う旨の内容をも含むものとされた事例、判例時報、査読無、2250号、2015、132 - 137

河崎祐子、対抗要件否認の対象行為と債権譲渡における債務者の承諾（積極）、新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）、査読有、vol.15、2014、187 - 190

河崎祐子、民事手続法としてのADR法 裁判所との関係を中心に、一橋論叢、査読無、13巻、2014、929 - 954

〔図書〕（計3件）

田邊光政、相澤光江、赤木真美、河崎祐子ほか31名、民事法研究会、会社法・倒産法の現代的展開〔今中利昭先生傘寿記念〕、2015、809（648 - 669）

高橋宏志、青木哲、上原敏夫、河崎祐子ほか55名、有斐閣、民事手続の現代的使命〔伊藤眞先生古稀祝賀論文集〕、2015、1472（801 - 819）

③松下淳一、八田卓也、小川秀樹、河崎祐子ほか19名、青林書院、破産法大系第二巻 破産実体法、2015、608（113 - 136）

〔その他〕（計1件）

・研究会報告

河崎祐子、判例研究（東京地方裁判所平28・7・13判決）、執行法研究会、2017年6月30日、早稲田大学（東京都）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

河崎 祐子（KAWASAKI, Yuko）

信州大学・学術研究院社会科学系・教授

研究者番号：80328989